

# 1 第2期地方分権改革の一体的な推進等について

(内閣府、財務省、総務省、文部科学省)

## 提案の要旨

### 第2期地方分権改革の一体的な推進

新分権一括法に向けた国と地方の役割分担の見直し  
国から地方への事務・事業、権限の移譲等  
国の過剰な義務付け・関与の廃止・縮小  
国庫補助負担金改革  
国と地方の二重行政の解消  
地方税財源の充実強化  
地方交付税の総額確保等と地方財政計画の策定・見直し  
市町に対する支援の充実強化  
新しい地方公共団体の再生法制

### 規制改革の推進

規制改革の推進  
構造改革特区・地域再生制度の推進

## 現状及び課題

### 【現状】

平成18年度までの三位一体の改革は、3年間で、国庫補助負担金が、補助率の引下げなどにより、4兆7千億円削減されながら、国から地方への税源移譲は3兆円規模に止まり、地方交付税も5兆1千億円削減されるなど、国の財政再建に軸足が置かれ、地方の自由度の拡大という点において、分権改革の理念とは程遠い極めて不十分な結果に終わった。

地方分権改革の推進については、安倍内閣において「地方の活力なくして国の活力なし」との方針の下、最重要課題の一つとして位置付けられ、昨年12月8日「地方分権改革推進法」が成立したところである。

これを受けて、国においては、法期限である3年の間に「地方分権一括法」を制定するべく、本年4月、内閣府に地方分権改革推進委員会を発足させ、第2期地方分権改革の検討を本格的にスタートさせたところである。また、地方六団体においても、本年1月、地方分権改革推進本部を設置し、第2期地方分権改革の推進に向け検討を行っているところである。

規制改革については、昨年6月2日に公布された「行政改革推進法」や「公共サービス改革法」、規制改革・民間開放推進会議の「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」(昨年12月25日)等を踏まえ、行政改革や公共サービス改革(市場化テストの実施)の推進に向けた取組が進められている。

### 【課題】

#### 第2期地方分権改革の一体的推進

地方分権改革は、国による全国一律の行政運営から、地方公共団体が地域の実情に応じた効率的な行政運営の実現を目指すものであるが、これまでの改革は、国と地方の役割分担の明確な整理がなされておらず、依然として国と地方の二重行政による大きな無駄がある。このため、第2期分権改革は、「地方分権改革推進法」の趣旨に沿って、国と地方の役割分担を適切なものに見直し、国と地方の役割分担に沿った、国から地方への事務・権限の移譲、国の過剰な義務付けや関与の廃止・縮小、更に、これらを踏まえた国から地方への税財源の移譲などをセットで行う必要がある。

#### 規制改革の推進

これまでも順次実施されているが、地方における民間開放及び住民サービス向上の視点も加えて、さらに一層の推進が必要である。

## これまでの取組状況及び前年度提案結果

### 【取組状況】

中国地方知事会，全国知事会，地域再生計画等を通じて提案・要望等を実施

### 【前年度提案結果】

平成19年度の地方財政対策において，地方一般財源の総額は，前年度並みの水準が維持されたが，これは，地方税の大幅な伸びを見込んだものであり，焦点となっていた地方交付税については，財務省の求めていた「特例減額」という理不尽な措置は回避されたものの，臨時財政対策債と合わせて約1兆円（4.4%）の減額となった。加えて，歳出面では，社会保障関係経費や退職手当など義務性の高い経費が増加する中で，公務員の人件費や投資的経費などの地方一般歳出が前年度比7,400億円程度（1.1%）減額されるなど厳しい歳出抑制がなされている。

地方財政計画の規模	83兆1,508億円	83兆1,261億円（対前年度比100.0%）
一般財源総額（+++）	58兆7,132億円	59兆2,266億円（対前年度比100.9%）
地方税	37兆9,077億円	40兆3,728億円（対前年度比106.5%）
地方交付税	15兆9,073億円	15兆2,027億円（対前年度比95.6%）
特例地方債 （臨時財政対策債・減税補てん債）	3兆3,592億円	2兆6,300億円（対前年度比78.3%）
その他	1兆5,390億円	1兆211億円（対前年度比66.3%）

（注）1 地方税には所得譲与税を含む。  
2 その他は，地方特例交付金等及び地方譲与税（所得譲与税を除く）

## 提案の内容

### 第2期地方分権改革の一体的な推進

地方分権は，「住民自らが自らの地域のことを考え，自らの力で治めていくこと」であり，「地域のことは，地方自治体が自主性を持って，自らの判断と責任の下で，個性豊かな活力に満ちた地域社会を築いていくこと」である。

つまり，地方分権改革は地域に住む住民のために行われなければならない。

国におかれては，我々が求める地方分権の意義を十分に認識し，地方分権改革推進法に沿って，国から地方への権限移譲の推進や地方税財源の充実強化，国の地方行政に対する過剰な義務付け・関与の廃止・縮小など，途半ばにある地方分権改革の推進に積極的に取り組むこと。

### 新分権一括法に向けた国と地方の役割分担の見直し

地方の権限と責任を大幅に拡充し，基礎自治体と広域自治体がそれぞれの役割分担に応じて自主的，自立的な行財政運営を行えるよう，地方分権改革推進法に定める地方分権の理念に沿った国と地方の役割分担の見直しに大胆に取り組むこと。

### 国から地方への事務・事業，権限の移譲等

市町村合併により規模・能力の拡大した基礎自治体においては，住民に身近な行政サービスや，まちづくりに密接に関連する都市計画，土地利用などの事務事業を自ら実施できるよう，また，都道府県においては，高度なインフラ整備や経済活動の活性化など広域自治体としての役割にふさわしい事務事業を自ら実施できるよう，法令上の実施主体や設置基準などの制度の見直しや事務事業の分担関係の適正化を行い事務事業の移譲を図ること。

### 国の過剰な義務付け・関与の廃止・縮小

基礎自治体が保健福祉サービスや地域における土地利用・産業施策・生活環境の整備等を自主的・自己完結的に実施できるよう，また，都道府県から基礎自治体に対して速やかに事務事業を移譲できるよう，法令における組織・名称等の規制や手続上の関与などの抜本的見直しを行うこと。

## 国庫補助負担金改革

国庫補助負担金の廃止・縮減は、地方分権の観点から、国と地方の役割分担、国からの権限移譲や関与を抜本的に見直した上で、税財源移譲と一体的に同時に行うべきであり、地方が実施する事業については、その所要額すべてを税財源移譲を含め一般財源として措置すること。

## 国と地方の二重行政の解消（国の地方支分部局の廃止・縮小）

国と地方の役割分担の見直しに沿った、国から地方への事務・権限の移譲、国の過剰な義務付けや関与の廃止・縮小及び国庫補助負担金の削減などを積極的に進めるとともに、あわせて、関係する国の地方支分部局等の廃止・縮小を行い、国と地方の二重行政を解消し、国・地方を通じた行政の簡素化を推進すること。

## 地方税財源の充実強化

依然として、国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率において生じている大きな乖離を是正するため、今後、国と地方の適切な役割分担を踏まえ、地方が担うべき事務と責任に見合った税源配分に向けて、基幹税である消費税などにより、国から地方へ税源を移譲すること。

その際、地方団体間の財政力格差が拡大しないよう、地域偏在性の少ない地方税体系とした上で、税源の乏しい団体に適切な配慮をすること。

なお、今後、第2期分権改革における国と地方の役割分担の見直しや国と地方を通じ徹底した行政改革を行った上で、所要の行政サービスに見合うよう、主要税目トータルの抜本的な再構築（税目の再整理と税率の再セット）を行う必要がある。

## 地方交付税の総額確保等と地方財政計画の策定・見直し

ア 地方交付税は、すべての地方公共団体において、学校教育、社会福祉、社会資本の整備や維持、消防、警察等の基本的な行政サービスを提供できるよう、地方税の地域間偏在を調整し、財源を保障するために必要不可欠な地方固有の財源である。

したがって、国の財政再建のために、地方交付税を削減すべきではなく、平成20年度の予算編成に当たっては、地方公共団体の安定的な財政運営に配慮し、必要な地方交付税総額（臨時財政対策債を含む。）を確実に確保すること。

また、所得税から個人住民税への税源移譲に伴う地方交付税の原資の減少額については、地方交付税の法定率の引上げの措置を実施すべきであること。

なお、過去の景気対策、減税、市町村合併等により発行した地方債の元利償還金に対する交付税措置については、確実に履行すること。

イ 人口や面積に基づいて算定するいわゆる新型交付税については、過疎、離島及び半島など地域間で地理的、社会的条件に差異があることなどを十分に踏まえた算定を行うとともに、市町村合併による特例措置を確実に反映すること。

ウ 頑張る地方応援プログラムについては、成果指標の向上がすぐにはあられない条件不利地域等に配慮した制度設計とすること。

エ 地方財政計画上、国が法令等によりその実施を義務付けたり（保健所、ごみ処理など）、配置基準を設定しているもの（警察官や高校教員数など）、あるいは、国庫補助負担金に合わせて支出するものが、地方一般歳出の8～9割を占めており、地方公共団体が行う行政サービスについて、地方の裁量の余地は極めて少ない。

したがって、地方財政計画の見直しに当たっては、地方のこれまでの行財政改革への取組み、過去の景気対策などを原因とする厳しい財政状況、国が地方に対して膨大な量の事務事業を義務付けしている実態や第2期地方分権改革における検討状況などを十分に踏まえ、財政需要及び収入見積りを的確に反映するとともに、それに応じた地方の一般財源を確実に措置すること。

オ 地方公共団体の財政運営，予算編成に支障が生じないように，地方財政計画に関する情報について，早期の情報提供と計画策定過程の透明化を進め，地方の意見を反映する仕組みの具体化を図ること。

### **市町に対する支援の充実強化**

ア 合併を行った市町については，行財政運営や市町建設計画に掲げられた県・市町の事業に支障を来たさないよう，合併特例債等の確実な配分，合併算定替の確実な実施，起債償還金への地方交付税措置及び合併市町村補助金の確保など，真に市町が必要とする財源措置を確実に講じること。

イ 少子化が進む中で小中学校を適正配置するため，市町が進めている小中学校の統廃合が円滑に推進されるよう，教育環境の充実等のために新たに市町が負担することとなる経費や，不要施設の解体・撤去や小規模改修に要する経費への地方交付税の特例措置等新たな財政支援についても検討すること。

### **新しい地方公共団体の再生法制**

健全化判断比率の設定などの詳細な制度設計については地方の意見を十分に聴いた上で，地方の実情に応じた客観的で透明度の高いものとする。

また，予算編成を通じた財政健全化への取組の機会を確保するため，早期に制度化すること。

### **規制改革の推進**

#### **規制改革の推進**

国の民間等に対する許認可などの規制について，民間の自主的な活動を促し，地方における民間開放及び住民サービス向上を促進する観点から，今後とも規制改革を一層推進すること。

#### **構造改革特区・地域再生制度の推進**

地域のニーズを踏まえ，真に地域の活性化に資するよう，構造改革特区制度及び地域再生制度の適正な運用及び改善を図ること

ア 地方公共団体や民間事業者等からの規制緩和措置の提案に対し，実現に向けて真摯に検討が行われるよう，制度の適正な運用を図ること。

イ これまでに提案された規制緩和措置で「特区での対応不可」とされた項目について，所管省庁の意見だけでなく，評価委員会等を活用するなど有識者の意見等を踏まえ，更なる検討が行われるよう，制度の改善を図ること。